

別紙4

審査の流れについて

【一次審査(書類審査)】

1 評価点

- ・ 表1「技術提案書の評価内容」のとおり。
- ・ 「評価項目1」は評価点を設けない。
- ・ 「評価項目2」は 20 点とする。

2 評価点の点数化の方法

- ・ 表1「評価項目・評価基準」のとおり、評価項目ごとに評価基準に沿って評価する。
- ・ 「評価項目1」については、ふるさと納税課内で要件を満たしているか、確認する。
- ・ 「評価項目2」については、各審査委員が評価を行う。
- ・ 各審査委員の評価点を合計し総合評価点(満点 100 点)とする。

3 事業者の審査方法

以下の順で審査を行う。

第1審査:「評価項目1」において、全ての要件を満たしている事業者を選定する。

第2審査: 第1審査で選定された事業者の内、総合評価点上位 5 事業者以内を選定する。

(ただし、応募が 15 事業者を超えた場合は 10 事業者以内)

第3審査: 第2審査で選定された事業者の内、「評価項目 2(配点 20 点)」において、審査委員の過半数が 10 点以上の評価を行っていない事業者を除外し、残った事業者を一次審査通過事業者とする。

なお、この除外により、第2審査で選定されなかった事業者の繰り上げはしないものとする。

【二次審査(立入調査)】

1 調査の方法

一次審査を通過した募集事業者に対し、本市ふるさと納税課指導管理担当が事業者の加工場等を訪問し、調査・ヒアリングを実施する。

併せて、本市が指定する信用調査会社(以下、「調査会社」という)から取得した企業情報を二次審査の参考資料として使用する。

調査会社が企業情報を取得していない事業者については、前述の立入調査と同時期に調査会社による調査を実施する。

2 事業者の審査方法

調査・ヒアリングの内容及び調査会社が作成した企業情報を総合的に勘案し、計画の妥当性、各種法令の遵守等を踏まえ、二次審査通過事業者(ふるさと納税返礼品提供事業業務委託事業者)を決定する。

以上